

P	現 行	中間案（主なもの）
24	<p><b>Ⅱ 災害への備え（平時からの対策）</b></p> <p>1 関係機関との連携の強化</p>	<p><b>Ⅱ 災害への備え（平時からの対策）</b></p> <p>1 関係機関との連携の強化</p>
26		<p><u>(4) 大規模氾濫減災協議会との連携</u></p> <p><u>平成 29 年 6 月改正水防法より、洪水予報河川又は水位周知河川ごとに多様な関係者が連携して洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総括的・一体的に推進していくため、国や府県は大規模氾濫減災協議会を組織するものとされた。</u></p> <p><u>広域連合及び構成府県は、大規模氾濫減災協議会と連携し、多様な関係機関の参画による洪水被害の軽減を総括的・一体的に推進する。</u></p>
27	<p>(7) 企業・ボランティア等との連携</p> <p>② ボランティア・NPO との連携</p> <p>被災地における災害ボランティアのニーズに迅速に対応できるよう、構成団体は、平時から管内の社会福祉協議会、日本赤十字社、ボランティア・NPO との連携体制を整備する。</p>	<p><u>(7) 広域応援制度の調整主体との連携</u></p> <p><u>平成 30 年 3 月、総務省により全国一元的な応援職員派遣の仕組みとして「被災市区町村応援職員確保システム」が構築されるなど、カウンターパート方式による大規模災害時の広域応援制度が整備されている。</u></p> <p><u>広域連合では、これらの制度と整合性をとって円滑な広域応援を実施するため、平時からこれら制度の調整主体と連携する。なお、政令指定都市市長会とは、構成政令市を通じて連携する。</u></p>
28		<p><u>(9) 企業・ボランティア等との連携</u></p> <p><u>② ボランティア・NPO との連携</u></p> <p><u>被災地における災害ボランティアのニーズに迅速に対応できるよう、構成団体は、平時から管内の社会福祉協議会、日本赤十字社、ボランティア・NPO、<u>中間支援組織</u>との連携体制を整備するとともに、<u>平常時の登録、災害時の活動調整、被災者ニーズ等の情報共有等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</u></u></p> <p><u>また、構成団体は、市町村が NPO や社会福祉協議会等関係機関との間で、災害廃棄物等の撤去等にかかる連絡体制を構築するとともに、<u>災害廃棄物の分別・排出方法等について、速やかに広報・周知できるよう支援に努める。</u></u></p>
29	<p>2 応援・受援体制の整備</p> <p>(4) 緊急物資の供給、備蓄体制の構築</p> <p>広域連合は、構成団体と連携し、災害発生時に必要となる食料等緊急物資の供給、備蓄体制を整備する。</p>	<p><u>③ 企業防災の推進</u></p> <p><u>構成団体は、中小企業等における防災・減災対策の普及を推進するため、商工会・商工会議所等と連携して事業継続力強化支援計画の策定に努める。</u></p> <p><u>広域連合は、各構成団体と連携し、企業等の B C P の策定を支援する。</u></p>
29		<p>2 応援・受援体制の整備</p> <p>(4) 緊急物資の供給、備蓄体制の構築</p> <p>広域連合は、構成団体と連携し、災害発生時に必要となる食料等緊急物資の供給、備蓄体制を整備する。</p> <p><u>構成府県は、救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、<u>救助実施市及び関係機関との連絡調整を行う。</u></u></p>

29 ① 緊急物資円滑供給システムの構築  
 広域連合では、災害発生時に物資に係る応援・受援を円滑に行うため、物資の集積・配送に係る事務の内容・手順等を定める「大規模広域災害における物資集積・配送マニュアル」を平成24年度に策定した。  
 今後は、これを踏まえ、民間物流事業者の営業倉庫や物流ノウハウを最大限活用するとともに、民間物流倉庫と連携した関西の広域防災拠点のネットワーク化を進めることにより、大規模広域災害発生時における緊急物資の円滑供給システムを構築していく必要がある。  
 また、輸送手段の確保については、物資に加え、応援要員や避難者等の緊急輸送にも備えて、バス・トラック事業者のほか海運・航空事業者、自衛隊、海上保安庁等の関係機関の協力を得て、陸・海・空による多様な輸送手段を確保するよう努める。

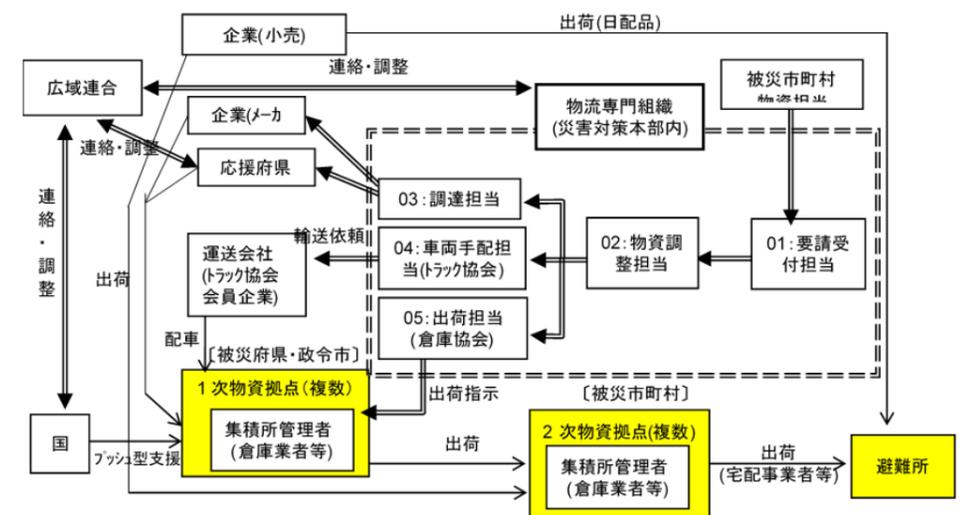
30 なお、輸送経路の確保については、広域的な交通ネットワークの確立や緊急輸送道路の整備を図る必要があり、国土交通省等にも働きかけつつ、これらの計画的な整備を推進する。

② 備蓄計画の策定  
 広域連合は、大規模広域災害発生時における関西圏域全体の備蓄の基本的な考え方、必要備蓄物資の品目、備蓄量、備蓄場所等を定めた計画を策定する。  
 併せて、仮設シャワーや空調設備、各種燃料類や医薬品など備蓄になじまない物資について、企業や業界団体等との協定に基づく流通備蓄の活用等を検討する。

(5) 広域避難体制の整備  
 大規模広域災害発生時には、広域で多数の避難者が生じるため、被災市町村内、さらには被災府県内でも避難者を収容しきれない可能性がある。また、状況によっては、避難が長期化する可能性もあり、被災地においては、ライフラインの途絶やプライバシーが保持しにくい状態等により厳しい避難生活が長引くことが想定される。  
 特に高潮災害や主要水系の洪水氾濫の影響を受けやすい海拔ゼロメートル地帯など、大

① 緊急物資円滑供給システムの運用  
広域連合は、大規模広域災害発生時において、被災した自治体からの要請を待たずに被災地に緊急輸送するプッシュ型支援による物資及び構成団体や全国からの支援物資を被災者に迅速に届けるため、緊急物資円滑供給システムの運用を図る。  
併せて、関西災害時物資供給協議会を通じ、行政、企業の連携体制を構築し、大規模災害時に緊急物資円滑供給システムが機能するよう平時から体制構築に取り組む。  
また、輸送ルートの確保に関しては、救援物資のみならず応援要員の派遣や避難者の搬送も含め、陸上輸送ルートが確保できない場合の代替ルートとして、海運・航空事業者、空港・港湾管理者と緊急輸送にかかる協定の締結や自衛隊及び海上保安庁と調整を行うなど海路・空路を活用した輸送ルートの確保を図る。

<体制図（被災府県）>



② 基幹的物資拠点（0次拠点）の設定  
広域連合は、被災府県の広域物資拠点が被災により、使用不能に陥った場合、又は、広域防災拠点が不足する場合に、府県域を越え、被災した広域物資拠点の機能を補完するため、大規模かつ物流機能が充実している施設及び民間物流拠点を基幹的物資拠点（以下、「0次拠点」という。）として位置づける。  
広域連合は、0次拠点の候補地として、三木総合防災公園（兵庫県）を選定し、0次拠点を設置するときの手順をまとめた「基幹的物資拠点（0次拠点）運用マニュアル」を作成した。  
広域連合及び各構成団体は、関西広域応援訓練等により0次拠点の設置手順等の確認・検証を行い、緊急物資を円滑に供給する能力向上を図る。

(5) 広域避難体制の整備  
 大規模広域災害発生時には、広域で多数の避難者が生じ、被災府県内でも避難者を収容しきれず避難も長期化する可能性があることから、海拔ゼロメートル地帯など、大規模な浸水被害の発生により避難が必要になると考えられる。  
このような地域においては、構成団体は、発生しうる避難者数を具体的に推定し、その円滑な避難が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会の場を活用して、隣接市町村等への

P	現 行	中間案（主なもの）
31	<p>規模な浸水被害の発生により避難が必要になると考えられる地域においては、構成団体は、発生しうる避難者数を具体的に推定し、その円滑な避難が可能となるよう、管内市町村及び広域連合と協力して広域避難の実施体制を整備するよう努める。</p> <p>広域連合及び構成団体は、避難先の確保とともに、避難先において避難者に対する情報提供や支援が確実に行われるよう関係機関と連携して受入体制を整備する。</p> <p><b>(6) 事前対応計画（タイムライン）の検討</b></p> <p>大阪湾沿岸の海拔ゼロメートル地帯で高潮等による甚大な被害を未然に防止するためには、今後の気象の推移を予測し、被害が発生することを前提に、数日前から、水門等重要施設の巡視・点検、地下鉄など交通機関の運休等の安全確保措置や事前の広域避難等の対応をあらかじめ時系列で横断的にプログラム化する事前対応計画（タイムライン）の策定が有効である。</p> <p>事前対応計画（タイムライン）を策定すれば、関係機関の連携が容易になるほか、事後の検証にも活用でき、災害対応の改善につなげることも期待できる。</p> <p>広域連合及び構成団体は、これまでの風水害への対応の経験と教訓を踏まえ、市町村及び関係機関と連携し、大規模な高潮災害や主要水系の洪水氾濫等の具体的な被害想定に基づく事前対応計画の導入を検討する。</p>	<p><u>広域避難体制の構築を図るとともに、他の構成団体及び広域連合と協力して府県を越えた広域避難の実施体制を整備するよう努める。</u></p> <p>広域連合及び構成団体は、避難先の確保とともに、避難先において避難者に対する情報提供や支援が確実に行われるよう<u>大規模氾濫減災協議会等の関係機関と連携して受入体制を整備する。</u></p> <p><b>(6) 事前対応計画（タイムライン）の作成</b></p> <p><u>平成 27 年 12 月の水防災意識社会再構築ビジョンに基づき、河川管理者と市町村等が協力して、避難勧告等の発令に着目した事前の行動計画であるタイムラインの策定が進められている。国管理河川の沿岸市町村では、平成 29 年 6 月までに作成が完了し、都道府県管理河川では協議会を活用し、令和 3 年度までに作成するものとされた。また、同ビジョンでは、河川管理者、市町村、气象台等に加え、公共交通機関やマスコミを含む様々な関係者による多様な防災行動を対象とした多機関連携型タイムラインを作成することとされている。なお、タイムラインの作成にあたっては、地域住民の避難行動が円滑に実施されるよう、地域コミュニティの参画にも留意する必要がある。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・ 広域連合及び構成府県は、洪水予報河川や水位周知河川について、大規模氾濫減災協議会を組織し、水害対応タイムラインの作成・点検等について協議し、大規模氾濫に対する減災対策を推進する。</u></li> <li><u>・ 港湾においても、構成団体は、国と連携し、フェーズ別高潮・暴風対応計画を策定し、高潮・暴風に対する減災対策を推進する。</u></li> </ul> <p><b>(9) 医療活動体制の整備</b></p> <p><b>① 救急医療提供体制の整備</b></p> <p><u>構成府県は、被災地域における医療活動を実施するため、DMAT（災害派遣医療チーム）やDPAT（災害派遣精神医療チーム）等の整備に努める。また、被災地域の医療機関や、医療救護所等に医薬品等を提供するため、医薬品等の確保・供給体制を整備する。</u></p> <p><u>広域連合及び構成府県は、被災地において、DMAT活動を中心とする「超急性期医療」から、医療救護チーム等による診療支援など「急性期から慢性期」への移行を円滑に進めるため、「災害医療コーディネーター」の養成に努める。</u></p> <p><u>また、広域連合は、災害医療セミナー等の実施により、各府県のコーディネーター間の連携強化を図る。</u></p> <p><u>広域連合及び構成府県は、災害時のドクターヘリの運用体制の構築を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。</u></p> <p><b>② 医療機関における災害対応体制の整備</b></p> <p><u>構成府県は、災害時に医療機関において継続的に医療が提供され、また早期に診療機能が回復されるよう、災害拠点病院をはじめとする医療機関に対し、業務継続計画（BCP）の作成を働きかけるとともに、災害拠点病院間の連携強化及び情報共有体制が構築されるよう必要な支援を行う。</u></p> <p><u>また、食料、飲料水、医薬品等の備蓄について働きかけるとともに、優先的に供給するための体制の整備に努める。</u></p>
32	33	<p><b>(10) 保健医療活動体制の整備</b></p> <p><u>平成 28 年熊本地震における対応で、医療チーム、保健師チーム等の間における情報共</u></p>

P	現 行	中間案（主なもの）
<p>35 3 風水害に強い地域づくり  (2) 風水害に強い地域づくりの取組  ① 河川等対策  ア 河川対策  &lt;ハード対策&gt;  ・(省略)  ・(省略)  ・(省略)</p>		<p><u>有に課題があったことを踏まえ、被災府県は、災害時の被災地内の保健医療活動に関する活動を総合的に調整するため、保健医療調整本部を設置することとされた。</u>  <u>構成府県は、保健医療調整本部の体制を整備するとともに、被災府県が設置する同本部への業務支援を行うため、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の構成員の人材育成と資質の維持向上に努める。</u>  <u>構成府県は、避難所等における保健医療活動を実施するため、医師、歯科医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士及び薬剤師等による支援チームの整備に努めるとともに、人材育成と資質の維持向上を図る。</u></p> <p><b>(11) 災害廃棄物処理対策</b></p> <p><u>環境省では、大規模災害時の災害廃棄物処理対策について、国が中心となって発災前から地域ブロック単位で、民間事業者を含む関係者の連携・協力体制を構築するとともに、発災後には、被災の状況に即した処理方針を遅滞なく示して関係者と連携した対策を実行するという基本的な考え方を取りまとめた。これを受けて、平成27年8月に廃棄物処理法及び災害対策基本法が改正された。</u>  <u>改正廃棄物処理法では、災害廃棄物処理に係る関係者間の連携・協力の責務を明確化するとともに、法改正を受けて廃棄物処理法基本方針では、地方公共団体は国の災害廃棄物対策指針を踏えて、災害廃棄物処理計画を策定することが明記された。改正災害対策基本法では、大規模災害発生時に環境大臣が「指定災害廃棄物処理指針」を策定・公表すること、また、特定の大規模災害の被災市町村に対して、災害廃棄物の処理を代行することができることとされた。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・構成府県は、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施（地方自治法第252条の14）する場合における廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画に具体的に示す。</u></li> <li><u>・市町村は、十分な大きさの仮置き場、最終処分場の確保に努めるとともに、構成府県は、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせることにより、災害時における廃棄物処理能力の多重性や代替性の確保を図る。</u></li> </ul> <p>3 風水害に強い地域づくり  (2) 風水害に強い地域づくりの取組  ① 河川等対策  ア 河川対策  &lt;ハード対策&gt;  ・(省略)  ・(省略)  ・(省略)</p> <p><u>・構成府県は、バックウォーター現象※等により水位上昇のリスクがある本川と支川の合流部等での堤防の強化や排水能力の増強に努める。</u>  <u>※バックウォーター現象：本川と支川の水位が高い時間が重なって、支川の洪水が流れにくくなる現象のこと。</u></p>

P	現 行	中間案（主なもの）
36	<p>・（省略）</p> <p>＜ソフト対策＞</p> <p>○浸水想定区域図の作成・周知</p> <p>・構成府県は、水防法に基づき、洪水予報河川及び水位周知河川について、これら河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域等を示した浸水想定区域図を公表し関係市町村長に通知する。</p>	<p>・<u>構成府県は、人命被害リスクの高い区域での樹木伐採、河道掘削等の保全対策に努める。</u></p> <p>・<u>構成団体は、ダムの容量や放流能力を増大させるためのダム再生、下流河川の改修等を行い、それらによって可能となる操作規則の変更により、ダムの洪水調節機能を強化する。</u></p> <p>・<u>構成府県は、浸水深が深い地区等において、市町が応急的な待避場所を確保する場合、工事残土の活用等による高台の確保に向けた調整を行う。</u></p> <p>・（省略）</p> <p>＜ソフト対策＞</p> <p>○浸水想定区域図の作成・周知</p> <p>・構成府県は、水防法に基づき、洪水予報河川及び水位周知河川について、<u>想定しうる最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域図を指定し、その区域、想定浸水水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村に通知する。また、構成府県は、市町村が行うハザードマップの作成・周知を図る。</u></p> <p>・<u>構成府県は、洪水予報河川等以外の河川についても、危機管理型水位計の設置や避難判断水位の設定を進めるとともに、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用するなど、河川の状態に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定情報を提供するように努める。</u></p> <p>・<u>市町村は、平成29年6月の水防法改正により、洪水予報河川等に指定されない中小河川について、過去の降雨に基づく浸水実績等の把握に努め、把握した場合には住民へ周知すると義務づけられたため、構成府県は必要な情報提供、助言等を行う。</u></p> <p>・<u>洪水浸水想定区域内で浸水の拡大抑制の効用がある輪中堤等の盛土構造物がある区域を水防管理者が浸水被害軽減地区として指定できることとなったため、構成団体は指定に必要な情報提供、助言等を行う。</u></p>
38	<p>イ 内水及び都市浸水対策</p> <p>＜ソフト対策＞</p> <p>・構成政令市は内水ハザードマップを作成するとともに住民への周知を図る。構成府県は、市町村の内水ハザードマップ作成に対して技術的助言を行う。</p> <p>・（省略）</p>	<p>イ 内水及び都市浸水対策</p> <p>＜ソフト対策＞</p> <p>・<u>構成団体は、水位周知下水道について、想定しうる最大規模の降雨を前提とした雨水出水浸水想定区域を指定し、その区域、想定浸水水深、浸水継続時間等を公表するとともに、構成府県においては、公表内容を市町村に通知する。また、市町村の内水ハザードマップ作成に対して技術的助言を行う。</u></p> <p>・（省略）</p> <p>・<u>構成団体は、発災後における下水道施設の維持修繕に備えて、民間事業者等と災害時維持修繕協定を締結しておく。</u></p> <p>・<u>浸水被害対策区域における浸水被害の軽減を推進するため、構成団体は、民間雨水貯留施設の協定管理制度を活用するなど官民連携の取組を進める。</u></p> <p>・（省略）</p>
39	<p>② 山の対策</p> <p>ア 森林対策</p> <p>＜ハード対策＞</p>	<p>② 山の対策</p> <p>ア 森林対策</p> <p>＜ハード対策＞</p>

P	現 行	中間案（主なもの）
42	<p>○治山事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構成団体は、山地災害のおそれのある地区（山地災害危険地区）等を対象に、治山ダムや斜面の安定を図る土留工等の治山施設の整備を行うとともに、公益的機能が低下した森林の整備を行う。</li> </ul> <p>○地すべり等防止事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構成団体は、地すべり防止区域等における地すべり防止施設等の整備を行う。</li> </ul> <p>イ 土砂災害対策</p> <p>＜ハード対策＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（省略）</li> </ul> <p>③ 海の対策（高潮・波浪災害対策）</p> <p>＜ソフト対策＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（省略）</li> <li>・構成団体は、高潮浸水想定区域図を作成し、市町村ハザードマップに反映する。その際、施設の整備水準を超える規模の高潮の発生、高潮と洪水の同時生起や大規模地震直後の高潮等の複合災害、老朽化による施設の機能不全など、防護施設が機能しない不測の事態も可能な範囲で想定するよう努める。</li> </ul>	<p>○治山事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構成団体は、山地災害のおそれのある地区（山地災害危険地区）等を対象に、治山ダムや斜面の安定を図る土留工等の治山施設、<u>地すべり防止施設等の整備を行うとともに、公益的機能が低下した森林の整備を行う。</u></li> <li>・<u>構成団体は、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策等を複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施する。</u></li> </ul> <p>イ 土砂災害対策</p> <p>＜ハード対策＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（省略）</li> <li>・<u>構成団体は、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、透過型砂防堰堤の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤及び遊砂地等の整備を実施する。</u></li> <li>・<u>構成団体は、代替性のない避難所及び避難路や、被災した場合に重大な影響を与える重要インフラを保全する砂防堰堤等の整備に努める。</u></li> <li>・<u>構成団体は、被災のおそれが高く、地域への影響の大きな石積堰堤について優先的に対策を講じる。</u></li> </ul> <p>③ 海の対策（高潮・波浪災害対策）</p> <p>＜ソフト対策＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（省略）</li> <li>・構成団体は、<u>想定しうる最大規模の高潮を前提とした高潮浸水想定区域を指定し、その区域、想定浸水水深、浸水継続時間を公表するとともに、関係市町村に通知する。また、構成府県は、市町村が行うハザードマップの作成・周知を支援する。</u></li> <li>・<u>構成団体（港湾管理者・海岸管理者）は、国と連携し、フェーズ別高潮・暴風対応計画を策定し、事前防災行動による被害の軽減に努める。</u></li> </ul>
48	<p>4 住民避難の実効性の向上</p> <p>(1) 防災気象情報の改善</p> <p>平成 16 年の風水害の多発等を踏まえ、気象庁において防災気象情報の改善が進められてきた。平成 17 年には、大雨による土砂災害のおそれがある場合に市町村長が避難勧告を発令する際の判断や住民の自主判断の参考となるよう、土砂災害警戒情報の運用が開始され、平成 20 年 3 月までに全国展開を完了した。</p> <p>また、国土交通省又は府県が河川ごとに発表する洪水予報は、平成 19 年 4 月から、市町村や住民がとるべき避難行動等との関連が理解しやすいように、各種の水位を氾濫の危険度にあわせて分かりやすい表現に改善する等の見直しが行われた。また、平成 26 年 4 月には、越水、溢水に対する対応として、洪水予報河川等における基準水位に係る位置づけの見直しが行われた。</p> <p>さらに、平成 22 年 5 月から気象に関する警報・注意報を市町村ごとに発表するとともに、警戒が必要な災害の種類を表題に明示するよう改善を実施している。</p> <p>市町村では、これらの防災気象情報を適切に活用して、避難勧告等の防災活動を通じた</p>	<p>4 住民避難の実効性の向上</p> <p>(1) 防災気象情報の改善</p> <p>① 改善の経緯</p> <p>平成 16 年の風水害の多発等を踏まえ、気象庁において防災気象情報の改善が進められてきた。平成 17 年には、大雨による土砂災害のおそれがある場合に<u>市町村長の避難勧告発令</u>や住民の自主<u>避難</u>の判断の参考となるよう、土砂災害警戒情報の運用が開始され、平成 20 年 3 月までに全国展開を完了した。また、国土交通省又は府県が河川ごとに発表する洪水予報は、平成 19 年 4 月から、各種の水位を氾濫の危険度にあわせて分かりやすい表現に改善する等の見直しが行われた。さらに、平成 22 年 5 月には、気象に関する警報・注意報が市町村ごとに発表されることになった。</p> <p>平成 25 年 8 月には、警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に発表される特別警報の運用が開始された。特別警報（大雨特別警報）は、同年 9 月の台風第 18 号の際に福井、滋賀、京都 3 府県に全国で初めて発表された。</p>

P	現 行	中間案（主なもの）
49	<p>災害の予防・軽減等の推進が求められている。</p>	<p><u>平成 26 年 8 月の広島市土砂災害等を経て、近年の雨の降り方が局地化、集中化、激甚化しているとして、この「新たなステージ」に対応した防災気象情報の一連の改善が行われた。平成 29 年 5 月には、社会的に大きな影響を与える現象については、可能性が高くなくてもその発生のおそれを積極的に伝えていくため、「警報級の現象になる可能性」の提供が開始された。また、危険度や切迫度をさらに分かりやすく情報提供していくために、「危険度を色分けした時系列」の提供が開始された。平成 29 年 7 月には、災害発生に関連の強い指数を活用することで、大雨警報（浸水害）や洪水警報の危険度分布の提供が開始された。</u></p> <p><b>④ 危険度分布</b></p> <p><u>雨量よりも災害発生との相関が高い指数を用いて、その指数が過去の災害から設定した基準に到達する状況によって数時間先までの災害発生の危険度を 5 段階で色分けし、地図上に表示したもの。</u></p> <p><u>平成 25 年 6 月の土砂災害警戒判定メッシュ情報（大雨警報（土砂災害）危険度分布）に続いて、平成 29 年 7 月に大雨・洪水警報の危険度分布の提供が開始された。</u></p> <p><u>この危険度分布を確認することで、どの地域で災害発生危険度が高まっているのか明確になった。また、災害発生との相関が高い指数を警報の発表基準に導入することで、不要な警報の発表が回避できるようになり、警報の制度改善も図られた。</u></p> <p><u>令和元年 6 月には、避難勧告等の対象エリアの絞り込みに使用し易くするため、5 km メッシュから 1 km メッシュに高解像度化された。また、同年 7 月からは、危険度分布が示す危険度の高まりが確実に伝わるよう、市町村等希望者向けに通知サービスが開始された。</u></p>
50	<p><b>(2) 特別警報の導入と運用改善</b></p> <p>平成 25 年度の気象業務法の改正により、警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に特別警報が発表されることとなり（H25.8.30 施行）、平成 25 年 9 月 15,16 日の台風第 18 号の際に福井、滋賀、京都 3 府県に全国で初めて特別警報（大雨特別警報）が発表された。</p> <p>大雨特別警報は、府県程度の広がり度で 50 年に一度の値となる降雨が予想される場合に発表される。しかし、平成 25 年 10 月 15,16 日の台風第 26 号の際には、府県程度の広がりが見られなかったため、記録的豪雨により大規模な土砂災害が発生した伊豆大島（東京都）には発表されなかった。</p> <p>今後、島嶼部において特別警報級の警戒が必要と判断されるときは、気象庁から市町村長に直接電話連絡することとなり、連絡体制が整備されることとなった。</p> <p><b>(3) ハザードマップの作成・充実支援</b></p> <p>ハザードマップは、住民が安全確保行動を取る上で不可欠であるため、未作成の市町村は早急に作成を行う必要がある。作成済の市町村にあっても、河川氾濫だけでなく内水氾濫の危険性も盛り込んだマップに修正する等充実を図る必要がある。</p> <p>構成府県は、市町村がハザードマップの作成・充実に取り組むよう働きかけるとともに、必要な支援を行う。</p>	<p><b>⑤ 大雨特別警報の精度向上</b></p> <p><u>重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表され、気象庁として最大限の危機感・切迫感を伝達するものとして導入され、当初は府県単位で発表されていたが、平成 29 年 7 月に、危険度分布を活用して、重大な災害発生の危険度が極めて高い市町村に絞り込んで発表するように改善された。</u></p> <p><u>（省略）</u></p> <p><u>また、重大な災害発生の蓋然性が高まった場合や局所的な現象の場合でもより適切な発表ができるよう、指標を雨量等から土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数に変更するとともに、格子間隔を 5 km から 1 km に精緻化した。</u></p> <p><b>(2) ハザードマップの作成・充実支援</b></p> <p><u>浸水想定区域及び土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村は、浸水想定区域図に洪水予報及び土砂災害警戒情報等の伝達方法、避難場所・避難経路その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を記載したハザードマップを作成し、住民に周知することとされている。</u></p> <p>ハザードマップは、住民が安全確保行動を取る上で不可欠であるため、未作成の市町村は早急に作成を行う必要がある。</p>

51

(4) 市町村による避難勧告等の実効性の向上促進

① 避難勧告等発令支援情報の伝達

市町村は、避難勧告・指示を行う場合や屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合は、国土交通省、気象庁、府県等に助言を求めることができる。

構成府県は、市町村から助言を求められた場合には、必要な助言を行うほか、避難が困難になる前に、円滑な避難が実施されるよう避難の準備段階からの段階的な警戒情報の伝達など、避難勧告・指示等の判断に有効な情報が市町村に確実に伝達される仕組みを整備しておく。

また、避難準備情報は、流域上流の気象観測情報及び警報・予報や河川水位情報等の広域的な情報に基づいて発令の判断をすることが多いため、それらの情報を有する構成府県は、国土交通省、気象庁等と連携して、適切な時期に発令の判断ができるよう伝達する。

【市町村長の避難に関する権限等】

類型	内容	根拠条文等
警戒区域の設定	警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる	災害対策基本法第63条<罰則あり>
避難指示	被害の危険が目前に切迫している場合等発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、居住者等を避難のため立ち退かせるための行為	災害対策基本法第60条<罰則なし>
避難勧告	その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧めまたは促す行為	災害対策基本法第56条<罰則なし>
避難準備情報	・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始	災害対策基本法第56条<罰則なし>
自主避難の呼びかけ	(各市町村において独自に行っているもの)	地域防災計画等

また、平成 27 年 5 月の水防法改正により、洪水の浸水想定区域が想定最大規模の降雨を前提としたものに拡充されたことにより、ハザードマップの見直しが必要となった。さらに、内水・高潮についても想定最大規模の降雨・高潮を前提とした浸水想定区域の指定が導入されたことに伴い、これらに対応したハザードマップの作成が義務づけられた。

構成府県は、電子データや他府県市町村の優良事例を提供するなどして、市町村におけるハザードマップの作成・見直しを支援する。

(3) 市町村による避難勧告等の実効性の向上促進

① 住民の避難行動の原則

平成 30 年 7 月豪雨では、記録的な豪雨となる中、自治体から避難勧告等の避難行動を促す情報が出ていたものの、自宅に留まる等により多くの方が亡くなった。これを踏まえて、行政主導の取組では災害を防ぎきれないことから、住民主体の取組に改善することにより、防災対策を強化するという方向性が打ち出された。なお、広域連合及び構成団体は、住民個人の取組のみならず地域コミュニティを中心とした避難の取組を推進する。

・住民は「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難勧告等が発令された場合はもちろんのこと、発令前であっても行政が出す情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難するべきであり、このため、平時から自分の逃げるタイミングを考えておくことが重要である。

・構成団体は、そのような住民の意識の醸成とともに、地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知を行う。

② 住民の適切な避難行動

ア 避難行動の意味

平成 25 年の災害対策基本法の改正前までは、避難行動は公的施設への立ち退き避難が一般的であったが、改正後は、命を守るためにとる行動として、指定緊急避難場所への立退き避難、近隣の安全な場所への立退き避難、屋内安全確保行動のすべての行動が避難行動とされている。

避難行動の実施を最終的に判断し、その結果に最終的な責任を持つのは、個々の住民である。災害発生時は、住民自らが、各人の置かれた状況を踏まえ、状況に即した適切な避難行動を選択して行わなければならない。

住民は、避難勧告等が発令されたときは、あらかじめ考えておいた災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。その際、避難の移動途上で被災するおそれがあり、指定緊急避難場所へ移動することがかえって危険であると判断した場合には、近隣の安全な場所への移動を行う。さらに、近隣の安全な場所への避難すら危険であると判断した場合には、屋内安全確保を行う。

< 避難行動の分類 >

定義	区分	具体的な行動例
<u>立ち退き避難</u>	<u>指定された場所への避難</u>	指定緊急避難場所への移動
	<u>近隣の安全な場所への避難</u>	(自宅等から移動しての)安全な場所への移動 (公園、親戚や友人の家等)
		近隣の高い建物等への移動 緊急的な待避場所への移動

52

53

<u>屋内安全確保</u>	<u>屋内に留まる</u> <u>安全確保</u>	自宅等の居場所や安全を確保できる場所での待避 屋内の2階以上の安全を確保できる高さへの移動
---------------	------------------------------	--

**イ 避難勧告等が住民に求める行動**

避難準備・高齢者等避難開始の発令により、避難に時間がかかる要配慮者とその支援者は立退き避難するが、その他の者も立退き避難の準備を整えとともに、防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難することが望ましい。

特に、急激な水位上昇のおそれがある河川沿いや、土砂災害警戒区域等の居住者は、要配慮者以外の者も、避難準備・高齢者等避難開始の段階から自発的に避難することが望ましい。

避難勧告の発令により、住民全員が指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。

**③ 防災情報の効果的な伝え方**

広域連合及び構成団体は、警戒レベルなどの避難情報について、住民への丁寧な広報に努める。

**ア 警戒レベルの運用**

災害発生時には、様々な防災情報が発信されているが、難解で住民避難につながらない状況であったことから、住民が情報の意味を直感的に理解できるよう「避難勧告等に関するガイドライン」が改訂され、令和元年5月29日以降、順次警戒レベルの運用が開始された。これにより、避難情報や防災気象情報が5段階に分けた住民のとるべき行動に対応させて提供される。

警戒レベルでは、避難勧告も避難指示（緊急）も同じ警戒レベル4に位置付けられた。速やかに避難を促す情報は避難勧告を基本とすることを明確化し、避難指示（緊急）については、必ず発令されるものではなく、災害が発生するおそれが極めて高い状況等において、緊急的に又は重ねて避難を促す場合に発令するものとされた。

警戒レベル5は、すでに災害が発生し最大級に危険が迫っていることをわかりやすく伝え、避難の遅れを招くことを避けるため、災害発生情報とされた。

**<警戒レベルを用いた避難勧告等の伝達>**

警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報 避難情報等	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)		
			洪水に関する情報		土砂災害に関する情報
			水位情報がある場合	水位情報がない場合	
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報 <sup>※1</sup> ※1可能な範囲で発令	氾濫発生情報	(大雨特別警報(洪水)) <sup>※3</sup>	(大雨特別警報(土砂災害)) <sup>※3</sup>
警戒レベル4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となり、緊急に避難する。	・避難勧告 ・避難指示(緊急) <sup>※2</sup> ※2緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布(非常に危険)	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険) ・土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険) <sup>※4</sup>
警戒レベル3	高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布(警戒)	・大雨警報(土砂災害) ・土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布(注意)	・土砂災害に関するメッシュ情報(注意)
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	警報級の可能性			

※市町村が発令する避難勧告等は市町村が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

54 ② 避難勧告等の発令（解除）基準の策定・改善

既往歴を超える降雨の発生が増加していることから、発令基準未策定の市町村は、早急に基準を策定するとともに、発令基準策定済みの市町村にあっても、住民の適切な安全確保行動のために有効な発令を行えるよう発令基準の改善を図る必要がある。

内閣府では、平成 26 年 4 月に、新たな制度やこれまでの災害の教訓を踏まえ、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の全面的な見直しを行い、新ガイドライン（案）として公表した。

55 新ガイドライン（案）では、市町村が発令する避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合に「避難準備情報」を発令することとした。また、避難勧告等の判断基準について、災害の種類ごとに設定の考え方をわかりやすく示すとともに、判断する情報を具体的に示した。あわせて、市町村の防災体制の設置・移行に関する標準的な目安を示した（図 4）。

構成府県は、国土交通省、気象庁等と連携し、市町村の発令基準の策定・改善を支援するため、この新ガイドライン（案）を踏まえ、市町村が判断しやすいよう、累積雨量や予測雨量等の具体的な数値を用いた基準設定に努めるとともに、夜間になる前の早い段階での発令基準や避難行動要支援者に係る発令基準を示すなど、地域の実情に即した具体的なモデル基準の策定に努める。また、土砂災害は、降雨後時間を置いて発生する場合もあり、避難勧告等の解除は慎重に行う必要があるため、市町村は避難勧告等の解除基準も合わせて策定するよう努める。

なお、地形や河川の形状から河川兩岸の避難勧告の発令時期が異なることはあり得るが、避難勧告等の発令に当たって河川兩岸の住民に無用の混乱を招くことのないよう、府県が異なる場合も含め同じ流域内の市町村は、地形や河川の形状を適切に踏まえつつ、避難勧告等の発令基準の整合を図るよう努めるものとし、構成府県及び広域連合はその支援を行う。

③ 住民の適切な避難行動と効果的な情報伝達

従来の避難行動は公的施設への立ち退き避難が一般的であったが、避難時の周囲の状況によっては、立ち退き避難は必ずしも適切ではなく、過去の災害では立退き避難する途中で被災した例もあった。

平成 25 年の災害対策基本法の改正では、従来の立退き避難の勧告・実施に加えて、改善の策として屋内での待避その他避難のための安全確保措置の指示が導入された。また、同改正では、従来、切迫した災害の危険から逃れるための避難場所と、避難生活を送るための避難所が必ずしも明確に区分されていなかったことから、両者を区分して指定することとされた。

避難行動の実施を最終的に判断し、その結果に最終的な責任を持つのは、個々の住民である。災害発生時は、住民自らが、各人の置かれた状況を踏まえ、状況に即した適切な避難行動を選択して行わなければならない。

このため、住民は、避難開始時点で既に道路が冠水するなど避難するとかえって危険が高くなる場合は、指定された避難場所への移動に固執することなく、自宅等での待避や 2 階以上の安全を確保できる高さへの移動を含めて避難行動を取る必要がある。

④ 避難勧告等の発令（解除）基準の策定・改善

市町村は避難勧告等の避難情報について、その発令基準、発令対象区域を設定するとともに伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。構成府県は、発令基準、発令対象区域の設定・見直しについて、必要な助言を行う。

ア 避難勧告等の発令基準・範囲の設定時の留意点

市町村は、具体的で分かりやすい発令基準を設定するとともに、住民の効果的な避難につなげるため、発令対象区域を限定して、具体的に設定することが必要である。

	発令基準	発令対象区域
洪水等	洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。 洪水予報河川等以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難勧告等の発令基準を策定する。	細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難や屋内での安全確保措置が必要な区域を示して勧告するのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。
土砂災害	土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。	土砂災害に関するメッシュ情報において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に避難勧告等を発令できるよう発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。
高潮災害	高潮警報等が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。	潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

イ 発令基準設定に当たっての構成府県の情報提供

構成府県は、市町村が避難勧告等の発令に当たり考慮する河川状況や決壊、溢水のおそれがある地点等の諸条件を市町村があらかじめ把握できるよう、洪水規模別、決壊地点別に浸水が想定される区域を情報提供しておく。

構成府県は、市町村が土砂災害危険度の推移等が把握できるよう、土砂災害警戒情報を補足する情報として、危険度メッシュの時系列やスネークライン※の表示を行うよう努める。

構成府県は、市町村が予想最高潮位に応じた発令対象範囲をあらかじめ定めておくことができるよう、中小規模の高潮により浸水が想定される区域についてあらかじめ情報提供しておくよう努める。

※スネークライン：60 分間積算雨量と土壌雨量指数の状態を一定時間毎につ  
ない  
だ線のこと。スネークラインが土砂災害発生危険基準線を越えると  
土砂災害の危険性が非常に高まっていることを示す。

《避難行動の分類》

分類	定義	具体的な行動例
立ち退き避難	その場を立ち退いて近隣の安全な場所に移動する避難行動	指定避難場所への移動
		(自宅等から移動しての)安全な場所への移動(公園、親戚や友人の家等)
		近隣の高い建物等への移動
屋内安全確保	屋内に留まる安全確保	自宅等の居場所や安全を確保できる場所での待避
		屋内の2階以上の安全を確保できる高さへの移動

市町村は、住民に対し、事態が切迫した場合には状況に応じた適切な避難行動を取るよう啓発に努めるとともに、気象情報等の動的情報とハザードマップ等の静的情報を結びつけた情報や、道路状況（浸水、土砂流出状況等）の情報の収集に努め、入手した情報を迅速・的確に住民に伝達することとする。

広域連合は、構成府県及び連携県と連携し、関西圏域で広域的・統一的に普及啓発を図るべき事項について、関西広域防災ポータルサイトでの情報発信を行う等により、関西圏域の市町村が住民等に対し効果的な情報提供を行えるよう支援する。

5 地域の防災体制の整備

(1) 住民等の普及啓発

① 住民の普及啓発

広域連合は、発災時の情報伝達方法や住民が自ら実践できる減災の取組など、関西圏域で共通の普及啓発を図るべき事項について、その発信力を生かした統一的な情報発信を行う等により、構成団体や市町村が行う普及啓発の取組を支援する。

③ 学校等の風水害対応の支援

広域連合及び構成団体は、小中学校、幼稚園、保育所等における気象警報発表時の対応がより適切なものとなるよう、教育委員会等の関係機関と連携し、保護者への引渡しや学校での待機等の判断基準などを示すガイドラインの作成や市町村を通じて学校長等の判断を支援する情報提供のあり方について検討するよう努める。

(3) 地下街等の防災体制の整備

5 地域の防災体制の整備

(1) 防災知識の普及

① 住民の普及啓発

構成団体は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得るものとする。

広域連合は、発災時の情報伝達方法や住民が自ら実践できる減災の取組など、関西圏域で共通の普及啓発を図るべき事項について、構成団体や市町村が行う普及啓発の取組を支援する。

③ 防災教育の推進

構成団体は、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災・減災教育の充実、防災に関する教材開発及び副読本活用の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

平成29年3月に、小学校の学習指導要領が改訂（令和元年全面実施）され、大規模氾濫減災協議会において、学校の指導計画作成を支援する取組が始まっている。

構成団体は、大規模氾濫減災協議会等の関係機関と連携し、学校や地域における防災教育の充実に努める。

④ 防災と福祉の連携

構成団体は、防災（防災・減災の取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

P	現 行	中間案（主なもの）
62	<p>関西圏域では都市部を中心に地下空間の利用が高度に進んでいるが、地下空間の浸水は人命に関わる深刻な被害につながるおそれがあるため、浸水対策を確実に実施する必要がある。特に高潮災害や主要水系の洪水氾濫の影響を受けやすい海拔ゼロメートル地帯等については、ハードによる浸水対策には限界があり、関係機関の連携による避難体制の整備を早急に進める必要がある。</p> <p>① 地下街等に関する情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（省略）</li> <li>・構成団体は、市町村と連携し、浸水時の建築物地下階への雨水の急激な流入、水圧によるドアの開閉障害等の危険性について、地下街等の利用者に周知を図る。</li> <li>・広域連合は、構成団体と連携し、関西圏域における主要な地下街等の分布・配置状況や浸水危険性など、防災体制の整備状況について情報共有を行う。</li> </ul> <p>② 避難確保・浸水防止体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保・浸水防止計画を作成し、これに基づき訓練を行うほか、自衛水防組織を置く。</li> <li>・構成団体、市町村は、地下街等の所有者又は管理者による円滑な避難誘導等の検討を支援するとともに、地下鉄、地下街、ビル等が一体となった地下空間における組織間の連携方策について検討する。</li> <li>・（省略）</li> <li>・（省略）</li> </ul>	<p>(3) <u>円滑・迅速な避難確保等を要する施設における防災体制の整備</u></p> <p>① 地下街等の防災体制の整備</p> <p>関西圏域では都市部を中心に地下空間の利用が高度に進んでいるが、地下空間の浸水は人命に関わる深刻な被害につながるおそれがあるため、浸水対策を確実に実施する必要がある。特に高潮災害や主要水系の洪水氾濫の影響を受けやすい海拔ゼロメートル地帯等については、ハードによる浸水対策には限界があり、関係機関の連携による避難体制の整備を早急に進める必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（省略）</li> <li>・地下街等の所有者又は管理者には、避難確保・浸水防止計画の作成、これに基づく訓練の実施、自衛水防組織の設置のいずれもが義務となっている。</li> <li>・<u>避難確保・浸水防止計画を作成する際は、接続ビル等（地下街等と連携する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努める。</u></li> <li>・<u>避難確保・浸水防止計画の作成にあたっては、地下街等の利用者は広域的な地域から来訪するため、地下街の存する地域の災害リスクを十分把握していないことがあることに留意する必要がある。</u></li> <li>・（省略）</li> <li>・（省略）</li> </ul>
63	<p>(4) 避難行動要支援者の避難支援体制の整備</p> <p>⑤ 要配慮者利用施設における防災体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（省略）</li> <li>・要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、これに基づき訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努める。</li> </ul>	<p>② 要配慮者利用施設等の防災体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（省略）</li> <li>・<u>平成29年6月の水防法及び土砂災害防止法改正より、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者には、避難確保計画の作成と、これに基づく避難訓練の実施が義務化された。なお、水防法においては、自衛水防組織の設置が引き続き努力義務とされている。</u></li> </ul>
66	<p>(6) 帰宅困難者支援体制の整備</p> <p>大規模広域災害が発生し、交通機関の運行停止等により帰宅が困難になった住民が発生した場合、一斉帰宅によるトラブルが発生する可能性がある。</p> <p>広域連合では、これらのトラブルを未然に防ぐため、構成団体及び連携県と連携して、情報提供、一斉帰宅の抑制、徒歩帰宅者に対する支援、代替輸送の確保等の体制整備に努める。</p> <p>① 交通情報・支援情報の提供体制の整備</p> <p>広域連合は、主要道路・鉄道等の交通情報や徒歩帰宅者に対する支援情報を関係機関と連携して提供する体制を整備するとともに、住民にこれらの情報入手方法の普及啓発を図る。また、交通情報・支援情報を緊急速報メール、ホームページや携帯サイト等を活用して住民に提供する仕組みについて検討を行う。</p> <p>② 事業所等に対する一斉帰宅抑制と一時滞在施設提供の働きかけ</p> <p>広域連合は、事業所に対して、災害の発生が予想される場合には、従業員を早期帰宅させるとともに、交通機関の運行が停止した際に従業員を待機させることや備蓄などについて働きかける。</p>	<p>(6) <u>帰宅困難者発生の抑制</u></p> <p><u>気象予報等により大規模な洪水、台風などの風水害の発生が予測される場合には、広域連合及び構成団体は、公共交通機関と連携し、住民に対して不用不急の外出を控え、自宅に待機するよう呼びかけ、帰宅困難者の発生の抑制に努める。また、交通機関の計画運休が実施される場合は、利用者等が適切な行動を選択できるよう、多様な手段及び多言語により可能な限り利用者等へ情報発信を行う。</u></p>

P	現 行	中間案（主なもの）
71 72	<p>また、帰宅困難者を一時収容するため、駅周辺や路上等の民間施設等に協力を求め、協定の締結を検討する。</p> <p>③ 徒歩帰宅者に対する支援 広域連合、構成団体及び連携県は、コンビニエンスストア等と締結した「災害時の帰宅困難者支援に関する協定」に基づき、災害時帰宅支援ステーションにおいてトイレ、水道水、交通情報を提供して徒歩帰宅者の支援を行う体制を整備する。</p> <p>④ 代替輸送体制の整備検討 遠距離のため徒歩での帰宅が困難な滞留者に対しては、代替輸送の体制を整備することが有効であることから、広域連合では、近畿旅客船協会及び神戸旅客船協会と締結した「船舶による災害時の輸送等に関する協定」及び今後締結を検討する関西圏内のバス協会との同様の協定に基づき、災害時における帰宅困難者を含む被災者や緊急物資等の輸送協力を受ける体制を整備する。</p> <p>⑤ 観光客等への情報発信及び支援 広域連合は、観光協会、旅行会社やホテル・旅館業者等と連携し、観光客等に災害時の確かな行動について周知・広報に努めるとともに、観光客への情報提供や安全な場所への誘導等を円滑に実施するため、ホテル・旅館業者及び旅行社との間で連携体制を整備する。また、広域連合は、外国人観光客に適切な情報を提供するため、外国人支援を行うNPOや語学ボランティアの協力を得る仕組みの構築に努める。</p> <p><b>Ⅲ 災害発生時の対応</b></p> <p>1 体制の確立</p> <p>(2) 応援・受援体制の確立</p> <p>③ 構成団体及び連携県における応援・受援体制の確立</p>	<p><b>Ⅲ 災害発生時の対応</b></p> <p>1 体制の確立</p> <p>(2) 応援・受援体制の確立</p> <p>② 応援体制の確立</p> <p><u>エ 0次拠点の設置</u> 広域連合は、プッシュ型支援及び構成団体や全国から送付される物資等を受入れられるよう、被災団体の被害状況を確認し、必要に応じて0次拠点を設置する。 なお、0次拠点の運用については、「基幹的物資拠点（0次拠点）運用マニュアル」等に基づく。</p> <p>③ 受援体制の確立 被害が甚大で構成団体・連携県及び圏域外からの応援を受ける府県市（以下「<u>受援団体</u>」という。）は、円滑に応援を受け入れるための体制を整備する。また、被災府県は、被害が甚大と想定される市町村に職員を派遣し、情報を収集するとともに、被災市町村が行う災害対応を支援する。さらに応援に入る他の自治体との連絡・調整を図る。 <u>なお、受援体制については、「関西広域応援・受援実施要綱」、「緊急物資円滑供給システム報告書」等に基づく。</u> <u>&lt;受援体制&gt;</u> <u>円滑な応援の受入れを実現するため、被災府県には、災害対策本部内に「応援・受援本部」を、被災市町村には災害対策本部内に「受援班・受援担当」を設置して、①応援・受援に関する状況把握や取りまとめ、②資源の調達・管理、③庁内調整、④応援職</u></p>

P	現 行	中間案（主なもの）
74	<p>2 災害発生直前の対応</p> <p>(3) 事前対応計画（タイムライン）による対応</p> <p>広域連合及び構成団体は、連携県及び市町村とも連携し、台風発生時等から災害発生までの間に、気象や水位等の情報をもとに、避難準備、危険箇所の確認、浸水防止施設の点検など事前に実施すべき対応をプログラム化した事前対応計画（タイムライン）の導入を検討するとともに、タイムラインに基づく早期の災害対応を実施する。</p>	<p><u>員の受入調整等の業務を行う。</u></p> <p>2 災害発生直前の対応</p> <p>(3) 事前対応計画（タイムライン）による対応</p> <p><u>各構成団体において設置されている大規模氾濫減災協議会において、台風発生時等から災害発生までの間に、気象や水位等の情報をもとに、避難準備、危険箇所の確認、浸水防止施設の点検など事前に実施すべき対応をプログラム化した「水害対応タイムライン」の作成、点検、ICTを活用した災害情報の共有強化等について協議が進められている。</u></p> <p>広域連合は、各構成府県と連携し、これらの取組を推進する。</p>
76	<p>3 応援・受援の実施</p>	<p>3 応援・受援の実施</p> <p><u>(3) 他ブロック等への応援要請</u></p> <p><u>広域連合と連携県での調整では支援が不十分な場合、他ブロックとの相互応援協定や総務省の被災市区町村応援職員確保システムの活用等により、応援要請を行う。</u></p>
80	<p>(5) 医療活動の実施</p> <p>広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、災害発生時の急性期から慢性期にわたり、被災地において必要な医療サービスを迅速かつ安定的に提供できるよう、被災地にDMAT（災害派遣医療チーム）や医療支援チームを派遣するとともに、ドクターヘリ等を活用し、患者の搬送を行う。</p>	<p>(5) 医療活動の実施</p> <p><u>構成団体は、被災府県と国の調整による要請に基づき、災害発生直後から、DMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）等を派遣する。</u></p> <p><u>広域連合及び構成府県は、被災府県の要請に応じ、ドクターヘリを被災地に派遣し、地域医療搬送を行う。</u></p> <p><u>また、被災府県から被災地において必要な医療ニーズに関する情報収集を行うとともに、被災府県の要請に基づき、構成団体と連携して、災害医療コーディネーター、医療救護チームの派遣及び被災地域の医療機関や医療救護所等への医薬品の提供を行う。</u></p>
	<p>(8) 帰宅困難者の支援</p> <p>広域連合及び構成団体は、大規模広域災害時に交通が途絶し帰宅困難者が発生した場合は、連携県、市町村等と連携し、協定事業者のコンビニエンスストアや外食店等において災害時帰宅支援ステーションを設置して、水道水やトイレや交通情報を提供するなどの徒歩帰宅支援を行う。</p>	<p><u>(8) 保健医療活動の実施</u></p> <p><u>被災府県は、保健医療調整本部において、災害発生時の急性期から慢性期にわたり、被災地において必要な保健医療サービスを迅速かつ安定的に提供できるよう、保健医療活動の総合調整を行う。</u></p> <p><u>構成府県は、被災府県と国の調整による要請に基づき、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の応援派遣を検討するとともに、被災地における保健医療活動を実施するため、医師、歯科医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士及び薬剤師等による支援チームを派遣する。</u></p>
	<p>&lt; 帰宅困難者への対応 &gt;</p>	<p><u>(10) 帰宅困難者の支援</u></p> <p><u>気象予報等により大規模な洪水、台風などの風水害の発生が予測される場合には、広域連合及び構成団体は、公共交通機関と連携し、住民に対して不用不急の外出を控え、自宅に待機するよう呼びかける。また、交通機関の計画運休が実施される場合は、利用者等が適切な行動を選択できるよう、多様な手段及び多言語により可能な限り利用者等へ情報発信を行う。</u></p> <p><u>なお、大規模広域災害が発生し、交通機関の運行停止等により帰宅困難者等が発生する場合には、広域連合及び構成団体は、「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」及び別冊「災害時の外国人観光客対策について」に沿って関係機関と連携し、適切な対応に努める。</u></p>

	発災	1 時間後	24 時間後	72 時間後
想定される行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ターミナル駅周辺や繁華街等で多くの人が滞留</li> <li>○ 安全な場所を求めて移動</li> <li>○ 被害状況の確認・家族の安否確認</li> <li>○ 徒歩帰宅の準備（情報入手、飲料水等の調達）</li> <li>○ 帰宅 <span style="float: right;">→</span></li> </ul>			
必要な対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 駅構内等の情報提供・落ち着いた対応の呼びかけ</li> <li>○ 滞留者を安全な場所へ誘導</li> <li>○ 災害用伝言ダイヤル等の運用開始</li> <li>○ 災害時帰宅支援ステーション協定事業者に支援依頼</li> <li>○ 徒歩帰宅が困難な者、観光客の誘導・一時受入要請</li> </ul>			

82 (19) 災害廃棄物の処理  
 広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、災害により大量に発生し、復旧・復興を阻害する廃棄物を早期に処理するため、処理計画策定に係る応援要員の派遣や廃棄物の受入れ等の応援・受援活動を行う。

84 (24) 災害ボランティアの活動促進  
 広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災地の迅速な復旧・復興に資するため、社会福祉協議会、日本赤十字社、NGO・NPOを含む災害ボランティアを積極的に受け入れるとともに、それらの活動を促進するため、必要な支援を行う。  
 被災府県が複数にわたる場合は、被災地全体にボランティアが支援に入ることができるよう、広域連合は、ボランティアに対する統一的なメッセージの発信を行うほか、被災府県の災害ボランティアセンター間の情報共有を促す。また、被災府県の災害ボランティアセンターの後方支援となるインフォメーションセンターを応援府県と連携して設置し、ボランティアに対する情報提供を行う。

(21) 災害廃棄物の処理  
被災市町村は、災害廃棄物の発生量を推計した上で事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画等に基づき、仮置場、最終処分場を確保し、構成府県は、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。また、災害廃棄物処理施設については、電力供給や熱供給等の拠点としての活用にも努める。

被災市町村は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等との連携体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体に協力要請を行う。

(26) 災害ボランティアの活動促進  
 広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災地の迅速な復旧・復興に資するため、社会福祉協議会、日本赤十字社、NGO・NPO、全国ボランティア組織を含む災害ボランティアや中間支援組織との連携体制の構築を図るとともに、それらの活動を促進するため、必要な支援を行う。  
 被災府県が複数にわたる場合は、被災地全体にボランティアが支援に入ることができるよう、広域連合は、ボランティアに対する一的なメッセージの発信を行うほか、被災府県の災害ボランティアセンター間の情報共有を促す。また、被災府県の災害ボランティアセンターの後方支援となるインフォメーションセンターを応援府県と連携して設置し、ボランティアに対する情報提供を行う。  
なお、被災府県は、ボランティアの安全及び健康管理の徹底に十分留意する。